

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 行政文書の開示(第5条—第17条)
- 第3章 審査請求(第18条—第20条)
- 第4章 補則(第21条—第25条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、住民主権の理念にのっとり、実施機関の保有する行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、市政に関する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を住民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 一般に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの

(2) 図書館、博物館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、行政文書の開示を請求する市民の権利を尊重するとともに、個人に関する情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

(行政文書の開示を受けた者の責務)

第4条 この条例の規定により行政文書の開示を受けた者は、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

(令3条例1・一部改正)

(開示請求の手續)

第6条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの又は実施機関の要請を受けて公にしないと条件で任意に提供されたものであって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) 実施機関の内部若しくは相互間又は実施機関と国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体(以下「国等」という。)との間における審議、検討、協議等に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 実施機関又は国等が行う監査、検査、取締り、試験、契約、交渉、争訟、調査、研究、人事その他の事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該事務若しくは事業(将来の同種の事務又は事業を含む。)の目的が損なわれるおそれ又は公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(5) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 法令等の規定により公にすることができないとされている情報

(平15条例15・平16条例1・平19条例19・平27条例1・平29条例20・一部改正)

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の決定(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)をしたときは、当該各項に規定する書面に開示しない理由を示さなければならない。この場合において、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、当該期日を併せて示さなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から起算して15日以内にならなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内を開示決定等を行うことができないときは、開示請求があつた日から起算して60日以内に限り当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの行政文書について開示決定等をする期限
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号ロ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも30日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平15条例15・平16条例1・一部改正)

(開示の実施)

第15条 行政文書の開示は、文書及び図画については当該文書及び図画の閲覧又はその写しの交付により、電磁的記録については当該電磁的記録を印字装置により出力したものの閲覧若しくは交付又は電磁的記録媒体に複写したものの交付(当該行政文書が、音声又は映像により記録されている場合を除く。)により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると実施機関が認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 行政文書の開示は、実施機関が指定する日時及び場所において行う。

(令6条例12・一部改正)

(他の制度との調整)

第16条 実施機関は、法令又は他の条例の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令又は他の条例の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令又は他の条例の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料等)

第17条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

- (1) 開示請求に係る手数料 開示請求に係る行政文書1件につき300円
- (2) 行政文書の開示の実施に係る手数料 開示を受ける行政文書1件につき、別表の左欄に掲げる行政文書等の種類ごとに、同表の中欄に掲げる開示の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額(複数の開示の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号において「基本額」という。)から前号に定める額に相当する額を減じた額。ただし、基本額が前号に定める額に相当する額を超えないときの行政文書の開示の実施に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求者が規則で定める複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなす。

3 既納の手数は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 行政文書の写し並びに行政文書を印字装置により出力したもの及び電磁的記録媒体に複写したものの送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(令6条例12・令7条例6・一部改正)

第3章 審査請求

(平28条例4・改称)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(平28条例4・全改)

(香芝市情報公開・個人情報保護審査会への諮問等)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、香芝市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和4年条例第24号)第2条に規定する香芝市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合(当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条において同じ。)

(2) 開示請求者(開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(平28条例4・令4条例24・令7条例6・一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第20条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(平28条例4・一部改正)

第4章 補則

(行政文書の管理等)

第21条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の検索に必要な目録を作成し、一般の利用に供するものとする。

(令4条例24・旧第26条繰上)

(施行状況の公表)

第22条 市長は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の施行状況の概要を公表するものとする。

(令4条例24・旧第27条繰上)

(情報公開の総合的推進)

第23条 実施機関は、情報の提供に関する施策の充実を図り、住民に対する情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(令4条例24・旧第28条繰上)

(出資法人等の情報公開)

第24条 市長は、市が出資する法人で規則で定めるもの(以下「出資法人」という。)及び指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)について、その性格及び業務内容に応じ、出資法人及び指定管理者の情報の開示及び提供がされるよう協力を要請するものとする。

(平17条例24・一部改正、令4条例24・旧第30条繰上)

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(令4条例24・旧第31条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例の規定は、平成12年4月1日以後に作成し、又は取得した行政文書について適用する。

附 則(平成15年条例第15号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第1号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第19号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の香芝市情報公開条例の規定は、市が設立した土地開発公社(公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項に規定する土地開発公社をいう。)の役員及び職員が平成13年4月1日以後に作成し、又は取得した行政文書について適用する。

附 則(平成27年条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第4号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年条例第23号)

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

附 則(令和3年条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日以後にされる行政文書の開示の請求について適用し、同日前にされた行政文書の開示の請求については、なお従前の例による。

附 則(令和4年条例第24号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(香芝市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の香芝市情報公開条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に開示決定をした開示請求に係る開示手数料について適用し、同日前に開示決定をした開示請求に係る開示手数料については、なお従前の例による。

附 則(令和7年条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第19条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第17条の規定は、この条例の施行の日以後にされる行政文書の開示の請求について適用し、同日前にされた行政文書の開示の請求については、なお従前の例による。

別表(第17条関係)

(令4条例24・全改、令6条例12・一部改正)

行政文書等の種類	開示の方法		金額
文書又は図画	複写機による写しの交付	単色刷り	1枚につき 10円
		多色刷り	1枚につき 50円
電磁的記録	印字装置により出力したものの交付	単色刷り	1枚につき 10円
		多色刷り	1枚につき 50円
	光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付		該当する電磁的記録媒体の実費相当額

備考

- 1 用紙は、原則として日本産業規格A列3番又はA列4番の用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本産業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 2 用紙の両面に印刷されたものについては、片面を1枚として算定する。